

B230

125

われらの弁護士会史



第一東京弁護士会

第一東京弁護士会記

第一東京弁護士会は大正十二年五月八日 我同志三百八十五人に依り設立せらる

顧みれば当時我同志の属したる弁護士会は會員実に二千余の多きに達し 従て思想感情を異にするもの簇生し 剛健中正の道義的精神は漸次衰頹し 内平和を欠き外輕侮を招かんとするに至る 我同志は深く之を憂ひ更に一の弁護士会を組織し其儀容を新にし 以て弁護士本来の面目を保持せんとせり 而して其希望は帝國議會並に司法当局の容るる所となり弁護士法の改正行はれ本会設立の認可を見るに至れり

惟ふに弁護士会は法律的の団体なりと雖も道義的精神に抛り結合するにあらざれば久遠の安固進展を期すへからず 是故に我會員は当初より徳性を磨礪し謙讓抑損と和衷協同とを以て事に従ひ風氣愈々敦厚に趨けり 従て己を省みずして人を責め義務を等閑にして權利を妄張し名利之れ事とし相互の融合を毀傷せんとするか如きものを見ず 是の如きは独り本会靛立の精神を發揮するのみならず又以て一般団体の模範たるに足らん 是れ余か素願の存する所にして中心の欣快之れに加ふるものなし

本会靛立以來茲に十年 會員中其由来と伝統的精神とを明かにせんと欲する者尠からず 余か靛立の事に熟掌し最先の會長たりしの故を以て來りて文を徴す 因て僭越を顧みず之か記を作ると云ふ

昭和七年三月十五日

原 嘉道